

武蔵野総合クリニック練馬施設基準一覧 2024.6.1 現在

▼時間外対応加算 1

当院は時間外対応体制加算 1 を算定し、医師、看護職員、事務員が 24 時間かかりつけの患者様(継続して受診されている患者様)の電話対応を致しております。電話等での相談の結果、緊急の対応が必要と判断される場合、外来診療のご案内、他医療機関との連携又は救急搬送等の必要性が判断される場合は指示等を行います。

専用電話でのお問合せになりますので、個人情報に関わることのご質問や、診察予約等に関してのお問合せはご遠慮ください。

かかりつけの患者様の時間外の対応は下記番号にお願いします。080-3584-4275

▼外来感染対策向上加算

- ・院内感染管理者である医師を中心に、感染防止対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年 2 回以上実施します。
- ・感染性が高い疾患(インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスなど)が疑われる場合は、一般診察の患者様と動線を分けた診察スペースを確保して対応します。
- ・標準感染予防対策を踏まえたマニュアルを作成し、職員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・基幹病院と連携体制を構築し、必要な情報提供やアドバイスを定期的に受けながら、院内感染対策の向上に努めます。

▼明細書発行体制等加算

- ・医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

▼一般名処方加算

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供されやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載すること。これにより供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数の医薬品から選択でき、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

▼電子的診療情報連携体制整備加算2

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無償で交付しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用についてポスター掲示を行っております。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施していきます。
- ・オンライン資格確認により保険情報・医療情報・薬剤情報などを取得し、活用することにより質の高い医療の提供に努めます。

▼情報通信機器を用いた診療に係る基準

情報通信機器を用いた診療において、当院は以下を満たしております。

- 1 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準 (1)情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されているものとして、以下のア～ウを満たしております。
ア 保険医療機関外で診療を実施することがあらかじめ想定される場合においては、実施場 所が厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下「オンライン指針」)に該当しており、事後的に確認が可能です。
イ 対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを踏まえて、対面診療を提供できる体制を有しております。
ウ 患者様の状況によって、当該保険医療機関において対面診療を提供することが困難な場合に、他の保険医療機関と連携して対応することが可能です。
(2) オンライン指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関です。
- 2 届出に関する事項 (1) 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準に係る届出を行っております。(2) 毎年7月に、前年度における情報通信機器を用いた診療実施状況及び診療の件数について届出を行っております。

▼生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ 糖尿病(在宅自己注射を行っていない方)・脂質異常症(高コレステロール血症・高脂血症)・高血圧症のいずれかの病名で治療中の患者様は、「生活習慣病管理料Ⅰ又はⅡ」が算定されます。生活習慣病治療にあたりましては、服薬・運動・栄養等に関し懇切丁寧な指導・管理し治療を行ってまいります。尚、下記に該当するご病気で受診中の患者様は従来通り特定疾患療養管理料を算定させていただきます。

- 該当する病名 : 結核・悪性新生物(癌)・甲状腺障害・処置後甲状腺機能低下症・スフィンゴリピド代謝障害及びその他の脂質蓄積障害・ムコ脂質症・リポジストロフィー・ローノア・ベンソード腺脂肪腫症・虚血性心疾患・不整脈・心不全・脳血管疾患(脳梗塞・脳出血等)・一過性脳虚血発作及び関連症候群・単純性慢性気管支炎及び粘液

膿性慢性気管支 炎・詳細不明の慢性気管支炎・その他の閉塞性肺疾患・肺気腫・喘息・喘息発作重責 状態・気管支拡張症・胃潰瘍・十二指腸潰瘍・胃炎及び十二指腸炎・肝疾患(経過が 慢性なものに限る)・慢性ウイルス肝炎・アルコール性慢性膵炎・その他慢性膵炎・思春期早発症・性染色体異常・アナフィラキシー・ギラン・バレー症候群

- ▼がん治療連携指導料
- ▼がん性疼痛緩和指導管理料
- ▼運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ▼脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
- ▼呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ▼ニコチン依存症管理料
- ▼糖尿病透析予防指導管理料
- ▼人工腎臓
- ▼導入期加算 1
- ▼透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ▼透析液水質確保加算
- ▼CT 撮影及び MRI 撮影
- ▼プログラム医療機器等指導管理料
- ▼医療安全対策加算 2
- ▼医療機器安全管理料 1
- ▼酸素の購入単価